ロ　当該株式交付により当該株式交付子会社の株式を五十人以上の当該株式交付子会社の株主から取得をした場合　当該株式交付子会社の前期期末時（当該株式交付子会社の当該取得の日を含む事業年度の前事業年度（同日以前六月以内に法人税法第七十二条第一項又は第八十一条の二十第一項に規定する期間についてこれらの規定に掲げる事項を記載した同法第二条第三十号に規定する中間申告書又は同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該取得の日までの間に同条第三十一号に規定する確定申告書又は同条第三十二号に規定する連結確定申告書を提出していなかつた場合には、当該中間申告書又は連結中間申告書に係る同法第七十二条第一項又は第八十一条の二十第一項に規定する期間）終了の時をいう。）の資産の帳簿価額から負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額を減算した金額（当該前期期末時から当該取得の日までの間に同法第二条第十六号に規定する資本金等の額若しくは同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額又は利益積立金額若しくは連結個別利益積立金額（法人税法施行令第九条第一項第一号若しくは第六号又は第九条の二第一項第一号若しくは第四号に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）に相当する金額に当該株式交付子会社の当該取得の日における発行済株式（当該株式交付子会社が有する自己の株式を除く。）の総数のうちに当該取得をした当該株式交付子会社の株式の数の占める割合を乗ずる方法その他財務省令で定める方法により計算した金額

二　当該株式交付により当該株式交付子会社の株主に当該株式交付親会社の株式以外の資産を交付した場合には、当該株式交付により当該株主から取得した当該株式交付子会社の株式の取得価額は、法人税法施行令第百十九条第一項及び前号の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額（当該株式の取得をするために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とする。

イ　前号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める金額に株式交付割合（当該株式交付により当該株主に交付した当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により当該株主に交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）のうちに占める割合をいう。）を乗じて計算した金額

ロ　当該株式交付により当該株主に交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（当該株式交付親会社の株式の価額並びに剰余金の配当として交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）

三　当該株式交付による当該株式交付親会社の株式の交付に係る法人税法施行令第八条第一項第一号に掲げる金額は、当該株式交付により移転を受けた当該株式交付子会社の株式の取得価額（当該株式の取得をするために要した費用の額が含まれている場合には、当該費用の額を控除した金額）から当該株式交付に係る増加資本金額等（当該株式交付により増加した資本金の額及び前号ロに掲げる金額をいう。）を減算した金額とする。

四　当該株式交付親会社が当該株式交付の直後に二以上の種類の株式を発行している場合には、当該株式交付により増加した資本金の額及び当該株式交付に係る前号に規定する減算した金額の合計額を当該株式交付により交付した当該株式交付親会社の株式のその交付の直後の価額の合計額で除し、これにその交付した株式のうち当該種類の株式のその交付の直後の価額の合計額を乗じて計算した金額を、当該種類の株式に係る法人税法施行令第八条第二項の種類資本金額に加算する。

第三十九条の十三第一項第一号中「第十六項各号に掲げる」を「同項第三号に規定する政令で定める」に改め、同号ロ中「資金供与者等に対する法第六十六条の五第五項第四号に規定する政令で定める負債（）を「当該内国法人の当該事業年度の第十四項第二号又は第三号に規定する場合におけるこれらの号の資金に係る負債（法第六十六条の五第五項第三号に規定する政令で定める費用の支払の基因となるもので、かつ、」に改め、同条第二項中「第六十六条の五第一項ただし書」に改め、「前号ロに掲げる金額」と、」の下に「同号イ中」を加え、同条第六項中「なるもの」の下に「その他資金の調達に係るもの」を加え、同条第八項中「に、」の下に「当該負債の利子等の額に係る負債に係る」を、「を当該」の下に「負債の利子等の額に係る負債のうち当該」を加え、「負債に」を「ものに」に改め、同条第九項中「同条第五項第八号」を「法第六十六条の五第五項第八号」に改め、「負債のうち」の下に「当該」を加え、「同条第二項」を「法第六十六条の五第二項」に改める。

第三十九条の十三の二第三十四項を同条第三十八項とし、同条第三十三項を同条第三十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

37　外国法人に係る第十二項及び第十三項の規定の適用については、第十二項第一号中「第二条第三項」とあるのは「第二条第八項」と、「生命保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等」と、「第百十六条第一項」とあるのは「第百九十九条の規定により読み替えられた同法第百十六条第一項」と、同項第二号中「第二条第四項」とあるのは「第二条第九項」と、「損害保険会社」とあるのは「外国損害保険会社等」とする。

第三十九条の十三の二第三十二項中「第二十九項第二号及び第三十項第二号」を「第三十二項第二号及び第三十三項第二号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十一項を同条第三十四項とし、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十九項中「事業年度（以下第三十一項において「事業年度」という。）」を「事業年度（以下第三十五項」に改め、同項第二号中「第三十三項」を「第三十六項」に、「第三十二項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項を同条第三十一項とし、同条第二十二項から第二十七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二十一項中「の法人（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「第二十九項第一号」を「第三十二項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24　適用対象法人が当該事業年度において法人税法第二条第二十八号に規定する公社債投資信託の収益の分配の額の支払を受ける場合において、その支払を受ける収益の分配の額のうち所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債の利子から成る部分の金額があるときは、当該公社債の利子から成る部分の金額を前項に規定する控除した金額の合計額に加算することができる。

第三十九条の十三の二第二十項を同条第二十二項とし、同条第十五項から第十九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「第六十六条の五の二第二項第三号ニ⑵」を「第六十六条の五の二第二項第三号ホ⑵」に改め、同項第一号中「第六十六条の五の二第二項第三号ニ」を「第六十六条の五の二第二項第三号ホ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第六十六条の五の二第二項第三号ニ」を「第六十六条の五の二第二項第三号ホ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　法第六十六条の五の二第二項第三号ニに規定する政令で定める支払利子等は、次に掲げるものとする。

一　保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社の締結した保険契約に基づいて同法第百十六条第一項に規定する責任準備金（次項第一号において「責任準備金」という。）として積み立てられたもののうち保険料積立金に係る支払利子等

二　保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社の締結した保険契約に係る前号に掲げる支払利子等に準ずるもの

13　法第六十六条の五の二第二項第三号ニに規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　責任準備金に係る積立利率の異なる保険ごとに、前項第一号の積立てに係る当該事業年度開始の時及び終了の時における責任準備金の額のうち保険料積立金に相当する金額の合計額に、二に当該積立利率を加算した数のうちに当該積立利率の占める割合を乗じて計算した金額の合計額に相当する金額

二　前項第二号の保険契約に係る前号に掲げる金額に準ずる金額

第三十九条の十三の三第一項第二号中「前条第二十九項第二号」を「前条第三十二項第二号」に、「前条第三十二項」を「前条第三十五項」に改め、同条第二項中「前条第二十九項」を「前条第三十二項」に改める。